

静岡・郡遺跡
こむら

1 所在地 静岡県藤枝市立花二丁目

2 調査期間 第三次調査 一九八四年(昭59)一〇月～一九八五年一月、第四次調査 一九八四年一月～一九八

五年一月

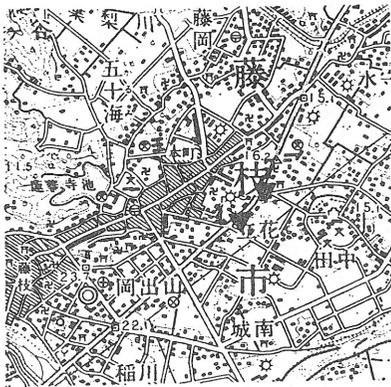
3 発掘機関 藤枝市教育委員会

4 調査担当者 八木勝行・鈴木隆夫・磯部武男・池田将男

5 遺跡の種類 集落跡・官衙跡

6 遺跡の年代 弥生時代中期～平安時代・中世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



郡遺跡は、旧東海道に沿って延びる藤枝市街地(宿場)から少し東側にはずれた立花地区に位置している。瀬戸川をつくる低湿地に面した沖積微高地の縁辺部に広がる弥生時代中期から中世に及ぶ大規模な複合遺跡として知られ、その名称

の示すとおり、遺跡の分布地付近には「郡」・「西益津」などの地名が残されているところから、古くより駿河国益頭郡衙の所在地として有力視されてきた。しかも、多数の墨書土器の出土によって遺跡の内容が明らかになった史跡志太郎衙跡（御子ヶ谷遺跡）とは瀬戸川を挟んでわずか二・五kmほどの隣接した位置にあるところから、両郡の在り方をとらえるうえでも注目される遺跡となっている。

遺跡は、東西六〇〇m、南北四〇〇mの広範囲に及ぶものと推定され、周辺部まで開発が迫ってきているところから、遺構の広がりや性格を把握する目的で一九八一年以来発掘調査を実施してきた。すでに第二次調査（昭58年）において「益厨」と記した墨書土器を発見するなど、予想どおり益頭郡衙と深く関連するものであることが物証によっても明らかになった。こうした中で第三次（立花D地区）調査・第四次（立花F地区）調査においても、「益厨」と記した墨書土器とともに木簡が出土し、さらに郡衙跡という推定を裏付けることとなったものである。

一 第三次調査（立花D地区）

遺跡のほぼ中央部を横断する市道西益津一四五号線拡幅工事に伴って事前に巾一m、長さ一三〇mにわたって発掘調査を行った結果、多くの柱根・礎板とともに一・四m×一・六mの掘形をもった井戸（SE〇六）を発見した。井戸は杉の厚板による五五cm四方の井戸枠を丁寧に組み、三〜四段（高さ八〇cm）に積み上げている。

木簡は、この井戸の覆土中より鉄斧、横櫛などとともに一点出土している。

井戸周辺部には掘立柱建物群の存在が予想されるが、調査範囲の関係から規模や配置状況まではとらえられない。

二 第四次調査（立花F地区）

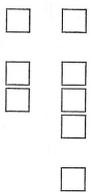
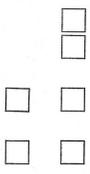
立花D地区より北側へ約一五〇m離れた地点で小規模な農地改良工事が行われ、耕作土を取り除いたところ遺物が発見されたため緊急に発掘調査（四八〇㎡）を実施した。

遺跡の範囲としては北端部に近い位置と予想されたが、表土下四〇cmほどの浅い部分で弥生時代から奈良時代に及ぶ六条の溝状遺構が発見された。

このうちL字形に折れまがって延びる二条の溝（SD二六・二七）は、それぞれ幅一m、深さ五〇cmほどの規模で、中に廃材の板や杭で水止めや縁部の補強を施して長期にわたって水路として使用していることが確認された。

水路中からは投棄された遺物が多量に出土し、墨書土器・木簡・木札を含めて、土器・木製品（曲物・皿・槽・ハシ・紡織具・鎌・刀子）・祭祀具（斎串・剣形・刀子・人形・馬形）・土馬・手捏土器・土錘・砥石など種類も多く認められた。

出土土器の年代からみて、溝SD二七は、八世紀前半代にほとんど埋没し、その後、八世紀中頃に、ほぼ同じ位置にSD二六が掘り

- (8)  $260 \times 28 \times 5$ 033
- (9) 「戸主□□□□道」 $(155) \times 18 \times 3$ 051
- (10) 進□□ $(221) \times 41 \times 3$ 081
- (11)  $(111) \times (15) \times 2$ 019
- (12)  $(105) \times (18) \times 4$ 081
- (13)  $(129) \times (13) \times 4$ 081
- (14)  $205 \times 24 \times 3$ 033
- (15)  $96 \times 25 \times 3$ 032

(1)は、郡里制下における米の貢進付札とみられるもので、里名と人名の間に「五戸」が記入されており、五戸（保）を代表して貢進したことを表わしたのか。裏面の「五斗」の上は二文字で「白

米」である可能性もある。郡衙段階における初期の徴税形態を示すものとして興味ぶかい。和名抄に益頭郡物部郷がある。

(3)は月日を中心に記録された木簡を切断して転用し、裏面に材を横方向にして裸馬を描いた板絵馬。形態や粗い筆運びで描く点は、伊場遺跡出土板絵馬に共通している。

(5)は、上端を欠くが、ほぼ原形に近い付札とみられる。「下」に続いて人名のみを記載したものであり、上位機関からの物資等の伝達もあつたことを物語るものか。(6)・(7)・(9)はそれぞれ人名のみを記入した付札で、郡衙内での物品チェック後処分されたものである。

他に墨痕の認められない付札状をなした小型木札が六点出土している。

9 関係文献

藤枝市教育委員会『郡遺跡発掘調査概報Ⅱ―昭和58年度立花地区の調査―』（一九八四年）

（八木勝行）